

# AIUOB会会則

(名称)

第1条 この会は、AIUOB会と称する。

(目的)

第2条 この会は、会員相互の親睦とAIG損害保険株式会社との融和を図ることを目的とする。

(事務局の所在地)

第3条 この会の運営事務局は、AIG損害保険株式会社（以下AIGという）総務部内に置く。

(会員資格)

第4条 レギュラー社員（基幹社員）・コントラクト社員（有期契約社員）として会社に在職し、次の各号に該当する者とする。

1. 20年以上在職し50歳以上で退職した者
2. 20年以上在職し50歳以上の在職者
3. その他、理事会の承認を得た者

(入会)

第5条 この会に入会する場合は、入会申込書を事務局へ提出するものとする。

(役員)

第6条 この会を運営するため、次の役員を置き任期は3年とする。役員は総会において会員の中から選出し、事務局長は総務部長または同職が委嘱する社員とする。但し、再任または重任を妨げない。

上記の他、顧問職を置くことができる。

会長 1名

副会長 若干名（1名は関西地区OB会会長が兼務する）

理事 20名以内

事務局長 1名

(運営)

第7条 会長、副会長、理事、事務局長は理事会を構成し合議決定のうえ、この会を運営する。

2. 理事会の承認のもとに「専門委員会」を置き、理事ならびに会員から委員を委嘱する。

(事業および活動)

第8条 この会は次の事業および活動を行う。

1. 総会および懇親会の開催
2. 会員名簿の作成
3. 慶弔金品の贈呈（第12条に規定による）
4. 一般社団法人日本セカンドライフ協会情報誌（JASSネット）の提供
5. 会社のカレンダーの送付

6. 団体傷害保険の継続手続（新規加入は停止）
7. ベネフィットクラブの加入促進
8. ラフォーレ等の案内促進
9. OB会ホームページの運用・管理
10. その他

（総会）

第9条 この会の定時総会は原則、年1回、10月第3金曜日に開催するものとする。臨時総会は必要に応じて随時開催することができる。

（会費）

第10条 会員は会費として年額2,000円を毎年12月末日迄に納入しなければならない。但し、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。  
なお、会費納入期限日時点で、60歳未満の会員および81歳以上の会員は会費の納入を免除する。

（会計）

第11条 この会の運営に必要な経費は会費、臨時会費、寄付金および雑収入をもってこれにあてる。  
この会の会計年度は、毎年10月1日より翌年9月30日までとする。  
会計決算報告は、定時総会において会員の承認を得るものとする。

（慶弔金に関する規定）

第12条 会員の慶弔については、次の各号に定めるところによる。

1. 会員が喜寿、米寿、白寿に達したときは下記の祝い金を贈る  
喜寿（77才）1万円  
米寿（88才）1万円  
白寿（99才）2万円
2. 会員が死亡したときは、ご遺族からの連絡を受け弔電を送る。

（退会・抹消）

第13条 会員の退会・抹消については、次の各号に定めるところによる。

1. 会員本人の申し出により退会することが出来る
2. 年会費を3年間滞納した場合は退会とみなし、会員の資格を喪失する。

附則

この会則は、2003年12月1日より発効するものとする。

補則

（会員資格）第4条3項の運用に関し、以下のとおり補則として運用細則を定める。

1 原則として10年以上在職し、30歳以上で退職した者及びAIUOB Agent Clubの会員の内、会員

- 1名以上の推薦があり、理事会が承認したものを準会員として認める。
- 2 準会員は議決権は保持しないが、任意に参加できる活動は、以下のとおりとする。
    - ・関西・九州・札幌等の地区が独自に運営する懇親会
    - ・当会が運営するレクリエーション活動
    - ・総会後の懇親会（所定の費用2000円を各自の負担とする）
  - 3 また準会員で3年以上活動し、複数の会員の推薦があり、理事会がこれを承認したものを会員とすることができる。
  - 4 その他の運用は、別途理事会で個別に決定する。

制定 2003年11月7日

改訂 2006年10月23日 第8条4号に但し書追加第8条9号追加 第13条追加

改訂 2007年12月1日 第8条6号に但し書追加

改訂 2008年12月1日 第6・7条に副会長を追記

改訂 2009年12月1日 第10条になお書を追加

改訂 2010年12月1日 第4・9条に追記事項

改訂 2012年2月2日 第8条一部変更

改訂 2012年12月1日 全条項見直し

改訂 2013年12月1日 第2・6・13条一部変更改訂

改訂 2014年12月18日 第6条一部変更

改訂 2017年12月5日 第2・3・4・6条一部変更、

改訂 2019年4月1日 補則の追加

改訂 2021年12月27日 第10条会費免除範囲拡大、第12条 弔慰金等廃止

改訂 2022年10月28日 第4条、第6条、第8条、第10条の一部変更